

令和4年12月21日 開会
令和4年12月21日 閉会
第 20 回
(通算第 209 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 17 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年12月13日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- | | | |
|---|----|-------------------|
| 1 | 日時 | 令和4年12月21日 |
| 2 | 場所 | 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室 |

第 20 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日	令和4年12月21日	
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室	
応招委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員	なし	
出席委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
欠席委員	農業委員	7番 山吹寛
	農地利用 最適化 推進委員	茅原忠夫
欠員	なし	
本回の議長	会長 齋藤学	
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央	
開会	議長は 9時00分 開会を宣告	
閉会	議長は 9時36分 閉会を宣告	
本回提出議案及び日程	別紙のとおり	
議事録署名委員の指名	田淵文雄 見川恒栄	
会期の決定	令和4年12月21日	
開議	令和4年12月21日	
備考		

第 20 回農業委員会
(通算第 209 回)

令和4年12月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局	<p>本日の欠席の方は、山吹委員、茅原委員で、河口委員さんは、今の所連絡は受けてないんですが、総会としては、農業委員さん 12 名の内 10 名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として田淵委員、見川委員を指名します。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題とします。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 1 号について説明します。</p> <p>農地の所在は柿木〇、地目は畑、面積〇㎡、他 1 筆、合計面積〇㎡です。申請人は〇さん、柿木の方です。</p> <p>農地の場所は、柿木〇の位置になります。農地区分は 2 種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合には転用が可能です。</p> <p>代替地も検討されたようですが他に適した土地がないため、この申請地にされたそうです。</p> <p>転用目的は墓地及び進入路です。隣接する農地との間はコンクリート擁壁とし、土砂等が流れ出ないようにされます。排水は雨水しか出ないので、自然透過し、問題ないと考えますが、近隣から苦情が出たときには善処することです。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、今事務局が説明しました 4 条の件につきまして、担当の農業委員さんの報告をしていただきたいと思います。</p>
田村委員	<p>皆さんおはようございます。田村です。先日、〇さんのご自宅までお伺いさせていただきまして、一緒に現地確認をして来ました。〇さんのご自宅から道路を挟んで 30m の場所が、今回の申請地でございます。</p> <p>現在自宅から山奥にあるお墓を、来年の盆までに移したい、という要望がございました。自己資金は 50 万円で、墓地として建てていく、という事で行っていました。近隣の皆さんとも、お話をされておりますので、問題ないのではないかと考えています。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

今、担当の方の説明は、以上のような事であります。

それでは、皆さん方の意見を拝聴したいと思います。ご意見のある方、挙手をお願いします。

墓地の件でございますが、ご意見ございませんか？

無いようでしたら議案第1号の案件について、裁決をしたいと思います。

議案第1号の1の墓地の案件でございますが、この案件につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、挙手多数でございます。認可されました。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。事務局説明をお願いします。

議案第2号について説明します。

農地の所在は下高尻〇、地目は田、面積〇㎡です。譲渡人は〇さん、譲受人は〇さんどちらも下高尻の方です。農地の場所は、高尻川〇の位置になります。農地区分は2種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合には転用が可能です。

この農地は令和4年6月の農業委員会総会において、農業振興地域内農用地からの除外について意見を求めまして、異議なしとなったところです。

その後、令和4年10月に農用地区域からの除外手続きは完了したため、転用の許可申請が提出されました。

転用目的は進入路です。用途は自己所有地への進入路の整備のためです。

隣接する農地との境は石積とし、土砂などは流れ出ないと思われます。排水は雨水しか出ないので、自然に浸透しますので、問題ないと思われます。

以上、ご審議をお願いします。

事務局

議長

この議案第2号につきましては、私の担当の地区なので、説明いたしたいと思います。

先ほど、事務局が申しましたように、6月21日の農業委員会におきまして、農用地区域の除外の申請で10月に許可がおりております。それをもって、農地法5条の方が提出されたという事で、現場の方も確認をいたしまして、6月21日に提出されたものと、場所等および現地は同一でございますので、ここに、ご報告をさせていただきます。

それでは、この第2号につきまして、皆さんのご意見をいただきたいと思ひます。ご意見のある方、挙手ですよろしくお願ひします。

ごさいませんか？意義がないようでしたら採決の方に移らせていただきたいと思

事務局	<p>います</p> <p>議案第2号の件につきまして、賛成の方の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成という事で、認可されました。</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p> <p>議案第3号について説明します。</p> <p>この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものです。</p> <p>基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p>《新規案件について、読み上げ》</p> <p>つぎに、10ページをご覧ください。こちらに掲載しているものは、農地中間管理機構をとおした農地の利用権設定です。標題に（一括方式）と記載しているのは、中間管理機構への貸付と、転貸される耕作者の承認を同時に行う方法です。</p> <p>《読み上げ》</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>利用権設定の関係につきまして、説明、終わりました。</p> <p>皆さんのご意見を伺いたいと思います。</p> <p>ご意見のある方、挙手でお願いします</p> <p>はい、どうぞ</p>
河野委員	<p>質問なんですけども、地目のところが「原野」というのは、圃場整備をしたから起こりうることですか？多分今まで記憶しているところで、利用権設定するのに地目が「原野」が出ているのが見たことがなかったので、ちょっと、その辺を教えてください</p>
事務局	<p>圃場整備の前の底地が原野なんですけど、圃場整備後の面積を合わせる事になると思うんですけど。何か分かれば田中委員さんからお願いします。</p>
田中委員	<p>この、1.2.3番ですよ？圃場整備が終わって、私たちが預かったわけですが、そ</p>

	<p>の従前の地目として、この圃場整備の枠に入っていたんですが、漏れがあった、と。その、従前の田んぼの貸し借りの中で、私たちは、田んぼの番地がない所も、仮番地の物を借りるんですが、それは全部田んぼの形で借りるんですけど、従前で公社の方と話をしなければならぬ中で、小さい粒のような地目が抜けていたので、この度新たに入れさせてもらって、その中に、たまたま原野の登記簿のものがあったんだと思います。</p>
河野委員	<p>なんで、通常はこういう事は起こりえないという事、解釈でいいんですよね？</p>
事務局	<p>通常は、圃場整備の時だけしか起こらないと思います。</p>
河野委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>はい</p>
三井委員	<p>あのね、一括方式の意味がよく分からないんですけど。</p>
事務局	<p>例えば、今まででしたら、農地中間管理機構に預ける場合は、例えば9ページに載っているのと同じように、右側の、利用権の設定を受ける者に、しまね農業振興公社と記載されるだけで、そこが、どこに転貸されるか、というのは、載ってはこなかったんです。一括方式という方法ですと、受け手の方にも了解を受けて、書類に印鑑を押してもらっていますので、同時に提示する事が出来るという事で、農地を貸す方と、農地を借りる方と同時に、それぞれ了解を得てますので、このように同時に出す、という事になります。</p>
三井委員	<p>作るのでも、今まで個人で預ける場合は決めてますよね。今までは表に出なかったけど、そこらのメリットはあるん？</p>
事務局	<p>メリットは、今までのやり方ですと、実際の貸し借りの成立までに、結構時間がかかっていたんです。</p> <p>一括方式のやり方だと、同時に承認をいただくので、多分1か月ほど早くなるんですけど。江上さん、何か追加はありますか？</p>
振興公社	<p>法律の話になりますけど、農業経営強化促進法が変わった、という事があります。</p>

江上相談員

まず、それが一点

二点目として、先ほど説明がございましたけど、当初、こういう方式はなかったんであります。法律が改正されたから、こういう方式が出た、という事であります。なぜ、こういう方法に変わったかと申しますと、やはり、先ほど事務局の方から説明がありましたように、時間がかかる、という事が一点、で二点目として、誰に貸すのか、という事が、すでに借り手の方が決まっている中で、中間管理機構を利用されるのに、相手が誰か、というのが分かりにくい、という事からですね、同時に貸借で分かるようにした方がいいんじゃないか、というところで、今の農林水産省の方が、こうしたものを改定をした、という事であります。メリットはそういう事になります。ですから、おさらい、という事になりますと、今までは、皆さんがこういう風にして、農用地利用集積計画というもので、農業委員会の方で、諮ってとりあえずは、これを了承いただいた中で、うちが借りた、という事で。今度、うちがどこに転貸するか、転貸で貸付する、という所が今までは分かりにくかった、いう所が今までの方式でありました。で、法律が改正されて、今度は県への公告をもって、貸付先、受け手の方ですね、中間管理権の設定をする、という事ではありますが、これが同時にできるようになった、と。県の公告の方もリアルタイムでできるようになった、という事であります。

まあ結果的には、法律が改正されたからですね、これが出来るようになりましたよ、という事であります。ちょっと、分かりにくかったかもしれませんが、以上でございます。

三井委員

今後、中間管理機構を通す場合は、こういった形で出てくる、という事だよね？

江上相談員

ちょっと、その辺ややこしくなると思いますが、また今度ですね、それこそ2月の頭くらいですか、そうしたところ、地域計画も含めて、そうした事のスケジュールを含めて、その方式がどのように変わってくるか、いう事を体系的に、皆様の方にお伝えする事がありますので、乞うご期待という事で、ございます。

新しい計画の貸借方法は、地域計画が策定された地域における貸付方式と、地域計画が策定されていないところは、時限立法的なものが貸借計画の中であります。それがまず、2つあります、という所であります。事務的な事になりますけど、あくまでも、将来に向かって地域計画で一筆ごとの、この農地は地域で話し合っ、この筆の農地は誰に貸すのか、そして、貸す相手がいなければ、それをどうするか、地域におけるところの受け手がない場合には、これを他所の地域の人から応援をいただくなり、そして、色んな団体の方から作業委託するなり、そうしたものを地域の方と相談して決めていただく、と。地域計画、いう所が関わってきます。

議長	<p>以上です。</p> <p>なかなか難しい話になってましたけど、要は、分かりやすくした、という理解でよろしいですね。で、まだまだ地域計画は、なかなかすぐ出来るように簡単にはならん。そういう中での、農業振興公社の絡みというのが、今回これで分かってくるという事ですね。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>無いようでしたら、採決の方に移らせてもらいます</p> <p>議案第3号につきまして、賛成の方の挙手を求めます</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、第3号につきまして認可されましたので、報告します。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします</p>
事務局	<p>この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りされていたものが合意解約された案件の届出です。</p> <p>1番と2番は抜月の〇さんが亡くなったことによる解約で、息子の〇さんから届が来ました。</p> <p>3番は立河内地区の圃場整備の関係で、しまね農業振興公社から立河内絆に転貸され、〇が耕作する予定でしたが、〇さんが耕作されるとのことで、解約されたので報告します。</p>
議長	<p>町長さんが作るという事になっておりますので</p> <p>それでは、もう一件、次の非農地証明交付申請の承認については、前回の農業委員会での現地確認の確認者を指名しましたので、その中で、担当地区の農業委員の見川委員から、ご報告をしていただきたいと思います。</p>
見川委員	<p>おはようございます。11月21日に3名で現地に行きまして、場所は、月和田〇なんですが、木が生えて、山林化しておりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました、私も同行させていただきまして、どうしようもないようになってなっている状況であったという事でございます。</p> <p>報告事項は以上で終わります</p>

森下委員

あの、〇さんから返されたことになるので、契約を結んだのに、その農地は返ってきて、所有者も耕作の意思がない。誰か他の人がやるのが。委員会として、どういう立場なんですか。指導の仕方とか、どのようにしているのか教えてください

議長

この〇さん、申請人の死亡、〇さんのご子息ですけど、これにつきましては、私に対応したというところがございます。私の方から説明させて下さい。

今回、利用権設定が出ました〇君の3筆につきましては、〇さんをお願いを申し上げております。以前、この3筆だけは作っておられたという事で、これだけは作ってあげましょうという事で、利用権設定していただいて、後の残りがございます。3筆ですか。これは、今まで耕作していなかった土地でございまして、なかなか水田に戻すというのがちょっと難しい状況でして、この件につきまして、本人、〇さんなんだけど、この3つは受入れられん、という事だったので、どうするか、という相談を持ち掛けまして、一応、この智さんの名義で細目所を立ち上げましょう、と。で2月に細目所の用紙がきますので、それで細目書を立ち上げて、この管理はしっかりしてくれ、という事でお願い申しあげまして、さっそく、耕しに行こうかという事で言うておられました。これから耕作放棄地になるのか、地域の人に迷惑をかけるのか、という事はございませんので、補足説明しておきます。以上です。

以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午前 9時 36分閉会